（東京都）

**○**[**旅館業法施行条例**](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=D:\EFServ2\ss00000562\Administrator&TID=1&SYSID=698)

昭和三二年一〇月二二日

条例第六三号

第一条から第三条　＜省略＞

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第四条　法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

一から七　＜省略＞

八　浴室については、次の措置を講じること。

イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

ロ　浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。

ハ　共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

ニ　温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講じること。

(1)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(2)　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

ホ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

(1)　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(2)　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(3)　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(4)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(5)　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

ヘ　ニ及びホの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

＜中略＞

十二　旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となつて管理する営業施設については、この限りでない。

　＜以下省略＞

**○**[**旅館業法施行細則**](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=D:\EFServ2\ss00000562\Administrator&TID=1&SYSID=697)

昭和三二年一〇月二二日

第一条から第六条　＜省略＞

(貯湯槽を使用するときの措置)

第七条　条例第四条第八号ニ(1)の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2　条例第四条第八号ニ(2)の規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

 (ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第八条　条例第四条第八号ホ(1)の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2　条例第四条第八号ホ(2)の規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3　条例第四条第八号ホ(3)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4　条例第四条第八号ホ(5)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

　＜以下省略＞